

議案第90号

目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月22日

提出者 目黒区議会議員

岩 崎 ふみひろ

田 島 けんじ

山 宮 きよたか

西 崎 つばさ

松 嶋 祐一郎

西 村 ち ほ

関 けんいち

宮 澤 宏 行

佐 藤 昇

飯 田 倫 子

目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定めることによって、議会の機能強化を図るとともに、区民の視点に立った区政の推進に寄与することを目的とする。

(議会の議決に付すべき事件)

第2条 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し又は廃止すること。
- (2) 友好都市協定を締結し、又は解除すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件を定めるため、条例制定の必要を認め、この案を提出する。